

令和 8 年 5 月

個人立専修学校各種学校が所在する各市町村長 殿

全国専修学校各種学校総連合会  
会 長 多 忠 貴

貴自治体における個人立専修学校各種学校の  
固定資産減免措置に関する要望書

日頃より、私立専修学校各種学校の振興についてご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、専修学校は昭和 50 年の「学校教育法の一部改正」により制度が創設され、学校法人立、個人立等の設置形態にかかわらず、高い公共性と厳しい審査基準とに立脚して、都道府県知事により設置認可されています。また、各種学校も学校教育法に規程されており、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（各種学校規程等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されます。

固定資産税は、地方税法により学校法人立は非課税となっておりますが、減免措置につきましては市町村長の裁量に委ねられており、東京都 23 区内においては個人立専修学校が土地・建物とも 100%減免されております。

個人立専修学校各種学校は職業教育機関であるとともに、地域におきましては市民の生涯学習機関としての役目を果たしております。学習者の利便性から駅に近い立地条件に立脚するなど、私たちは、その社会的役割と責任を十分認識し、公的教育機関としての自覚をもって学校経営にあたっております。

市民のために、職業教育や生涯学習を重視することは、少子高齢化社会へ対応することであり、地域活性化に資することでもあります。

つきましては、全国団体である本連合会としても、何卒趣旨をご理解いただき、職業教育機関として、また、生涯学習機関としての使命が果たすことができますよう、貴自治体における個人立専修学校各種学校の土地・建物にかかる固定資産税の減免を、何卒、よろしくお願い申し上げます。